

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 日本親会社が中国子会社に請求する本社管理費について

日本では、持株会社体制を導入した企業グループにおいては、長期的なグループ統括の立場から、親会社の子会社に対して経営・営業の指導を行ったり、法務・財務の間接業務を受託したりすることが一般的です。その場合、各子会社（海外子会社を含む）は経営管理に対する対価（以下、「本社管理費」という）を親会社に支払います。今回は、中国子会社が支払う本社管理費に関わる税務上の取扱いについて紹介します。

1. 前提

日本親会社A社ホールディングスは、その発生する本社管理費を各子会社の売上・人数等の比率に応じて配賦しました。そのうち、中国子会社C社に対して本社管理費の名目として年間4万ドルを請求しています。

しかし、中国子会社C社が中国の企業所得税¹を確定申告する際、税務局から当該本社管理費については損金不算入の対象となる旨の指摘を受けました。

2. 中国における本社管理費の取扱い

(1) 本社管理費の損金不算入

中国では、企業間で支払う管理費、企業内営業機構間で支払う賃料及び特許権使用費、及び非銀行企業内営業機構間で支払う利息は、企業所得税の計算上控除することができません（企業所得税法实施条例第49条）。

(2) グループ内役務提供対価

しかし、AホールディングスがC社に提供する経営・営業指導および法務・財務の間接業務は、C社の事業活動にとって不可欠であり、もし日本親会社が提供してくれなかったら、他のコンサルティング会社または専門機関に対価を支払って、提供を受けなければならないものと考えられます。

よって、C社は当該活動が自社にとって経済的又は商業的価値を有するものであり、本社管理費の配賦ではなく、グループ内役務提供対価、いわゆるコンサルティング費用に該当すると主張した結果、損金算入が認められました。

3. 移転価格税制上の留意点

我が国の「移転価格税務運営要領」では、海外子会社に対して提供する次のような活動のうち、「経済的または商業的価値」を有する活動については対価の支払いが必要と判断されます。

- ・企画又は調整
- ・予算の作成又は管理
- ・債権の管理又は回収
- ・情報通信システムの運用、保守又は管理
- ・キャッシュフロー又は支払能力の管理
- ・資金の運用又は調達
- ・利子率又は外国為替レートに係るリスク管理

¹ 中国の企業所得税とは、日本の法人税に相当する税金です。



Grant Thornton

An instinct for growth™

- ・製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援
- ・従業員の雇用、配置又は教育
- ・従業員の給与、保険等に関する事務
- ・広告宣伝

一方、親会社が実施する株主総会の開催や株式の発行など、親会社が遵守すべき法令に基づいて行う活動や、親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動、いわゆる「株主活動」は含まれない旨も明確にされています。

お見逃しなく！

C社が当該本社管理費を日本に送金する場合、中国の「サービス貿易等項目の対外支払いの税務届出手続きに関する問題の公告」により、5万米ドル相当額以下の対外送金について、税務証明が不要とされ、送金手続きが簡素化されています。

一方、5万米ドル相当額を超えるコンサルティングフィーに関しては、当該コンサルティング役務内容を明確にする書類を整備し、税務局にて源泉税を納付したうえで送金することになります。また、本社管理費としての送金申請は立替項目に該当し、送金できない可能性もあります。